

平成 21 年 3 月 31 日

各市区町村介護保険担当課長 様

東 京 都 福 祉 保 健 局
高齢社会対策部介護保険課長

訪問介護員による散歩の同行について

標記の件について、下記のとおり、お知らせいたします。保険者におかれましては、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いをお願いいたします。

記

1 訪問介護員による散歩の同行の考え方

訪問介護員による散歩の同行について、国は、参議院への質問に対する答弁書（平成 20 年 12 月 2 日）において「適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。」としている（別添参照）。

この答弁は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）の通知において、訪問介護計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際の参考として、「1 身体介護」のうち「自立支援のための見守りの援助（自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」として例示されている内容と同義のものと解する。

また、当該通知で示されているとおり、「実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められる」ものである。

2 適切なケアマネジメントについて

前述の国答弁のうち、「適切なケアマネジメント」については、居宅介護サービス費の支給に係ることから、最終的には保険者の判断に委ねられるものである。

なお、「適切なケアマネジメント」に関しては、「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」（平成 12 年老企第 36 号）や「利用者の自立支援に資する適切なケアプラン」（平成 19 年 6 月 29 日「介護給付適正化計画」に関する指針について）などを参照されるとともに、「ケアプラン点検支援マニュアル」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省老健局振興課）などを活用されたい。

また、都では、訪問介護員による散歩の同行に関し、適切なケアマネジメントの観点から、「ケアプラン点検支援マニュアル」のうち別添のとおり「確認項目」を抽出・整理したので参考とされたい。

3 訪問介護以外のサービス提供について

訪問介護員による散歩の同行を居宅サービス計画に位置づける場合は、利用者の自立した生活の支援に資するものであることから、訪問介護以外のサービスの提供についても検討が求められるところであり、例えば、次の省令等を参考とされたい。

〔参考〕

「介護支援専門員は、居宅サービス計画の策定に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない」

（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号））

「利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行なう指導等の保健サービス、（略）更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。」

（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知））

なお、利用者の居宅から屋外にかけて実施するリハビリテーションが訪問看護サービスとして算定可能となる要件について、別添の『かいてき便り』（平成 18 年 11 月 1 日都福祉保健局介護保険課）において示しているので参考とされたい。

<担当>

高齢社会対策部介護保険課

指導担当 大島・石手

電話 03-5320-4595

参考

大河原雅子参議院議員提出介護保険制度に関する質問及び国答弁

介護保険制度に関する質問主意書（平成20年11月18日）

六 散歩について

要支援高齢者、要介護高齢者はともすれば自宅に引きこもりがちとなるが、訪問介護において訪問介護員が利用者に同行する「散歩」が給付対象とされていないと聞く。2005年の介護保険法改正では、「介護予防」の考え方が導入されたが、居宅介護支援事業所や、訪問介護事業所からは、「散歩」による予防効果は高いとの意見が多く寄せられている。

地域包括支援センター、介護支援専門員によるケアマネジメントで「散歩」の必要性を認めた場合には、訪問介護員による「散歩」の同行を保障すべきであると考えているが、訪問介護員による「散歩」の支援が認められていない現状について、具体的な見解を示されたい。

答弁書（平成20年12月2日）

訪問介護員による散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。

介護保険制度に関する再質問主意書（平成20年12月15日）

六 院内介助、散歩、通院等乗降介助について

2 前回答弁書においては、訪問介護員による散歩の同行については、現行制度においても、介護報酬の算定は可能とのことだが、介護保険施行以降2007年度までの各年度における散歩の算定件数、費用額、受給者数を示されたい。（散歩について抜粋）

答弁書（平成20年12月24日）

六の2について

お尋ねの散歩の算定件数、費用額及び受給者数については把握していない。

* 参議院 質問主意書情報による

**「訪問介護員による散歩の同行」と適切なケアマネジメントの確認
～「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用～**

1、課題分析（アセスメント）

・厚生労働省令 38 号 13 条

「適切な方法により、利用者が抱える問題点を明らかにして、解決すべき課題を把握する」

・課題分析に必要な利用者の情報収集⇒課題の整理・分析⇒意欲的な取り組みへの働きかけ

2、居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等（モニタリング）

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第 13 条 1 2

「介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、

必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等の連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

3、確認項目

帳票	質問 番号	質問内容	目 的	確認ポイント
1 表	2 P20	「課題」の整理はできましたか、またそれらの「課題」は「利用者及び家族の生活に対する意向」とに関連性がありますか。	「課題（ニーズ）」と「利用者及び家族の生活に対する意向」との間に関連性があるかを振り返り、アセスメントが適切に行われていたかを確認する。	標準課題分析項目等を活用し、課題の抽出ができています。
	4 P24	利用者及び家族の「生活に対する意向」はアセスメントをすすめ、課題が明確になっていく過程において、面接当初と比べてどのような変化が生まれましたか？	利用者及び家族からの要望をそのままサービス計画に反映させているだけではないかを確認する。	介護サービスを利用するための課題抽出になっていない。
2 表	1 P32	「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」の背景や原因を教えてください。	それぞれの課題（ニーズ）が導き出された経緯（原因や背景）を振り返ることで自立支援に向けた適切なアセスメントが行われていたかを確認する。	① 状態（状況）の改善・維持・悪化防止など、自立支援に向けたアセスメントの視点をもとにそれぞれの課題（ニーズ）が導き出されたか、確認する。 ② 介護サービスを利用するための課題抽出となっていない。 ③ それぞれの課題（ニーズ）が導きだされた原因や背景を押さえている。
	4 P38	利用者・家族の「困りごと」に対してどのような働きかけを行いましたか。	① 利用者及び家族の「困りごと」に対して、原因や背景を十分に分析することなく、サービス提供のみを目的とした計画を立てていないかを確認する。 ② 困りごとの原因や背景に何かがあるのかを、一緒に探していく作業を通じ、利用者自身が求めている生活、大切にしたいものが何かを把握した上で、専門職として積極的な働きかけができているかを確認する。	① 利用者及び家族の要望をそのまま受け止め、十分アセスメントを行うことなく、サービス提供することへのリスクについて理解し、利用者及び家族に対し説明できている。 ② 利用者及び家族の困りごとを受けとめ、その原因や背景に何かがあるのかを把握分析した上で、居宅サービス計画に反映している。

	5 P41	長期目標はどのように設定しましたか？利用者自身が、課題（ニーズ）ごとに支援を受けながら、自分自身も努力する到達点として、具体的にわかりやすく記載できていますか？	長期目標は、短期目標が一つずつ解決できたゴール（結果）として利用者及び家族が具体的にイメージできるような表現での記載ができているか確認する。	① 誤った目標設定になっていない。 （例）支援者側の目標設定、サービス内容を目標に設定等 ② 単にサービスの利用が目標になっていない。
	7 P45	課題を解決するための「単なるサービス内容」の記載だけではなく、どのような点に注意すべきか、どういったことを大切にすべきか等の視点も含めた具体的な記載内容となっていますか？ （補足質問）介護サービスを検討する場合に実現可能な方法は介護サービス以外にはないか、検討してみましたか？	① 目標を達成するために必要な援助内容（サービス内容・種別・頻度・期間）かを確認する。 ② サービスを利用することが目的ではなく、課題（ニーズ）を解決するための手段の一つとしてサービスがあることを理解できているかを確認する。	① 短期目標達成に必要なサービス内容となっている。 ② 家族を含むインフォーマルな支援の記載がある。
	8 P47	計画したサービス内容を適切に提供する為に、サービス種別はどのような資源を検討し、決定しましたか？	① 短期目標達成のために、必要なサービス（フォーマル・インフォーマル含む）を検討されてきたかを確認する。 ② 検討した結果、資源として不足しているサービス等がある場合は、介護支援専門員として状況を把握し、行政等に働きかけていく視点が求められていることを認識しているかを確認する。	① 特定のサービスによる偏りがない。 ② サービス導入の目的が、目標と合っている。 ③ 家族支援やインフォーマルサービスなども必要に応じて記載されている。
	9 P49	サービスの利用頻度と期間の見直しはいつ頃、どのように行いますか？	① サービス内容と種別ごとに、どのような根拠で利用頻度と期間を設定したのかを確認する。 ② 利用期間については、モニタリングを行うことを意識して、必要な期間設定ができているか確認する。	① サービス導入後の変化を予測できている。 ② モニタリングでの評価も参考にし、必要に応じた期間での援助内容（サービス内容・種別・頻度・期間）の見直しを行っている。
分析表	1 P63	介護支援専門員として、アセスメントを行う理由についてどのように理解していますか。またアセスメントを行う専門職として、その役割を十分に果たせていると感じていますか？	介護支援専門員として、アセスメントを行う理由を理解し、その役割が十分果たせているかを確認する。	① 利用者及び家族に必要な情報収集を包括的にを行い、主観的事実と客観的事実の両方を押さえ、アセスメントに活かすことができた。 ② 現状に関する予後予測とサービス導入後の予後予測を行った。
	2 P65	アセスメントに必要な情報をどのような方々から得ましたか？	アセスメントに必要な情報を、どのような関係者・関係機関から得ながら、アセスメントに活かすことができたかを確認する。	どのような方々から情報を得たかを確認する。

6 P73	現在利用しているサービスについて、その利用状況・満足度等を把握していますか。また、その上で介護給付以外のサービスについても把握ができていますか。	① 毎月行う利用状況の確認（モニタリング）以外にも改めてプランを作成する時に、現在利用しているサービスの利用状況（頻度やその内容）、目標の達成度や満足度を確認することは、適切なサービス利用ができているかの評価につながることを確認する。 ② 介護支援専門員が介護給付サービスのみでなく、介護保険以外の他の福祉サービスや社会資源をどの程度把握しているかを確認し、地域のインフォーマルな社会資源などについての活用を含めたプラン作成を意識し、必要に応じて活用しているかを確認する。	① 介護保険給付に限らず、利用者が現在受けているサービス全般の状況について把握している。 ② 利用者の居住地である市町村の福祉サービスや地域の社会資源が把握されている。
22 P109	プランを作成する上で、特別に配慮したほうが良いと思われたことがあれば教えてください。	① 利用者の「特別に配慮すること」で把握している内容と今後どのようなことが予測されるかを確認する。 ② 介護者等の「特別に配慮すべきこと」で把握している内容と今後どのようなことが予測されるかを確認する。	☐ 本人の事情 ☐ 家族の事情 ☐ 家計の事情 ☐ 近隣との関係 ☐ 介護者の事情 ☐ 家族の介護力 ☐ 認知症 ☐ 精神疾患 ☐ 終末期 ☐ 虐待 ☐ 介護スタイル ☐ 宗教

★★★「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

かいてき 便り

平成18年11月1日発行

第29号

INDEX

- 最近の動向
「認知症の人が安心して暮らせるまち・東京キャンペーン」を開催します
- 報酬算定・運営基準のQ&A
「居外でのリハビリは訪問看護のサービスとなるの？」
「居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなくてはならないの？」
- お知らせ
「開眼片足立ち時間の測定に関する留意事項について」
「居宅介護支援専門員業務の手引き〔改訂〕」を作成しました
「東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修」の受講生を募集します

○「認知症の人が安心して暮らせるまち・東京キャンペーン」を開催します 最近の動向

東京都では、認知症の方が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けられるよう、より多くの都民・事業者の方々が「認知症」を身近な問題として捉え、地域における支援について考えるきっかけとしていただくため、今年11月から平成19年1月までの3ヶ月間にわたり『認知症の人が安心して暮らせるまち・東京キャンペーン』を展開します。

このキャンペーンの一環として、11月3日(金)から5日(日)までの間、都主催のイベント『認知症の人が安心して暮らせるまち・東京を目指して』を下記のとおり開催します。講演会及びシンポジウムでは、「認知症の方とその家族を支えるために、地域の人々や介護・医療関係者が何をするべきか」をテーマに様々な視点から報告や議論が行われる予定です(費用無料)。

参加を希望される方は、当日、会場までお越しください(事前申込み不要)。

	日 時	場 所	内 容
1	11月3日(金) 13時～16時 (開場12時30分)	東京都庁 都議会議事堂 1階都民ホール	●オープニングセレモニー ●基調講演「認知症について考える」 斎藤正彦氏(医療法人社団聖会 和光病院院長)
2	11月4日(土) 13時～17時 (開場12時30分)	東京都庁 第一本庁舎 5階大会議場	●シンポジウム「認知症医療・介護最前線」 コーディネーター:村田幸子氏(福祉ジャーナリスト) パネリスト:新井平伊氏(順天堂大学医学部脳神経医学講座教授) 鈴木実氏((前)リウマチ学会「小規模多機能ホーム」みちしるべ代表・管理幹) 濱田秋子氏(医療法人社団美夢会「グループホームあおぞら」ホーム長)
3	11月5日(日) 10時～12時 (開場9時30分)	東京都庁 第一本庁舎 5階大会議場	●シンポジウム「認知症とともに生きる～今、新たいこと」 コーディネーター:小宮英美氏(NHK解説委員) パネリスト:越智俊二さん、長谷川正さん
4	11月5日(日) 13時～17時 (開場12時30分)	東京都庁 第一本庁舎 5階大会議場	●シンポジウム「認知症にやさしいまちへ～東京流の「支えあい」を作ろう」 コーディネーター:下垣光氏(日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科助教授) パネリスト:新田國夫氏(医療法人社団つくし会新田クリニック院長) 池山恭子氏(特定非営利活動法人なぎさ虹の会会長) 坂口郁子氏(特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず理事業) 白子君代氏(戸塚地域福祉協議会事務局) 加瀬正二氏(庚申場音楽会会長) ●クロージングセレモニー 「第3回認知症高齢者を地域で支える東京会議」

※ホームページアドレス⇒<http://www.fukushiken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchisho/index.htm>

【キャンペーンに関する問い合わせ先】在宅支援課認知症支援係 TEL03(5320)4276

【イベントのお申し込み・問い合わせ先】認知症講演会事務局 TEL03(3342)2170

Q 屋外でのリハビリは訪問看護のサービスとなるの？ 報酬算定・運営基準のQ&A

A: 訪問系サービスは要介護者の居宅において行われるものであり、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できません(平成12年老企第36号)。よって、訪問看護のサービスとして、屋外で歩行訓練などのリハビリテーションを行った場合、すべての場合について報酬算定できるものではありません。

利用者の居宅から屋外にかけて実施するリハビリテーションが下記の要件を満たす場合のみ、例外的に訪問看護サービスとしての算定が可能となります。

- ① 自立支援として利用者の生活機能の維持・向上を図ることを目的として実施するものであること。
- ② 医師の具体的指示等、医学的判断に基づくものであること。
- ③ 適切なケアマネジメントのもとで作成された訪問看護計画に位置づけられていること。



Q 居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなくてはならないの？

A: 4月の制度改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならないこととなりました。ただし、平成19年3月31日までの間は経過措置として、平成18年3月末時点における既存指定居宅介護支援事業所については、介護支援専門員でない場合であっても当該職務に従事することができます。

介護支援専門員の資格を有しない管理者を配置している既存指定居宅介護支援事業所におかれましては、平成19年3月末までには資格を有する管理者の配置ができるよう、準備をお願いします。

報酬算定・運営基準のQ&A

○開眼片足立ち時間の測定に関する留意事項について

お知らせ

高齢者の体力測定項目の一つに開眼片足立ち時間の測定がありますが、この度、通所リハビリテーション事業所において、測定中の経過的要介護者が大腿骨頸部を骨折する事例が発生しました。これを受けて、厚生労働省より下記の留意事項について通知がありましたのでお知らせします。当該測定を実施する事業者におかれましては、下記の点に留意し、安全な測定が徹底されるようご注意ください。

- ① 介護予防特定高齢者施策及び新予防給付における開眼片足立ち時間の測定については、『運動器の機能向上マニュアル(平成17年12月)』において、「測定者は対象者の傍らに立ち、安全を確保する。」こととされていること。
- ② 介護給付における当該測定においても同様の対応を徹底すること。

○「居宅介護支援専門員業務の手引」【改訂】を作成しました

お知らせ

東京都介護支援専門員支援会議では、介護保険制度改正を踏まえ、平成15年3月に発行した「居宅介護支援専門員業務の手引」の改訂版を作成しました。居宅介護支援業務の標準的な手続きやポイント、制度改正の概要、基準法令などを掲載し、より使いやすい冊子となっています。

本書は、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会で、一冊800円(税込・送料別)で販売します。申込方法等は、協議会事務局(TEL03-3556-1541)又はホームページでご確認ください。

※ホームページアドレス⇒<http://www.5d.biglobe.ne.jp/~CMAT/>

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279

○「東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修」の受講生を募集します

お知らせ

東京都では、介護支援専門員等に介護予防サービス計画の作成方法等を学んでいただくため、「東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修」(研修時間:6時間)を実施します。下記の対象日について受講生の追加募集を行いますので、受講を希望する方はHP「東京都介護サービス情報」で申込方法等をご確認のうえ、11月15日(水)までに東京都介護支援専門員研究協議会へお申し込みください。

★追加募集対象日:平成18年12月2日、12月13日、12月14日、12月18日、12月19日

※東京都介護サービス情報(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/kaigo/>)⇒書式ライブラリー⇒介護予防ケアマネジメント⇒平成18年度東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修(追加募集)

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279 又は 協議会事務局 TEL03(3556)1541